

地方分権時代の県の市町村支援策について
(報 告)

平成 22 年 2 月
市町村支援ワーキンググループ

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	1
3	これからの県による市町村支援のあり方	1
4	県による市町村支援策	3
	(1) 市町村の自立性を高めるための支援	3
	ア 住民本位の行政サービス・市町村裁量の拡大に繋がる権限移譲の推進	3
	ア(ア) 県と市町村の役割分担の再構築	3
	ア(イ) 市町村の規模・実情に応じた支援	3
	ア(ウ) 一層の権限移譲の推進に向けた支援	4
	イ 市町村職員の専門能力を高める人的支援	4
	イ(ア) 市町村職員研修への支援	4
	イ(イ) 人的支援策の充実・強化	6
	ウ 市町村総合交付金の創設	8
	エ 住民との協働によるコミュニティ活性化への支援	8
	オ 県の各種制度改善のシステム化	8
	(2) 県と市町村の連携協力体制の構築	9
	ア 県職員及び市町村職員の意識改革	9
	イ 県に部局横断的課題に係る相談窓口の設置	9
	ウ 県と市町村との意見交換・情報共有の充実	9
	エ 県と市町村による事業の協働実施	9
	(3) 広域性・専門性を活かした県のサポート機能の強化	10
	ア 広域性を活かした市町村間連携のコーディネート機能の強化	10
	イ 専門性を活かした市町村のシンクタンクとしての機能の強化	10
	イ(ア) 市町村総合助言制度の導入	10
	イ(イ) 政策情報・質疑応答データベースの構築・共有	11
5	おわりに	11
	【検討経過】	12
	【ワーキンググループ名簿】	12

1 はじめに（検討の背景と趣旨）

(1) 背景

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方、県と市町村は、上下・主従の関係から新たに対等・協力の関係に移行した。

以来、三位一体の改革が進められ、平成18年12月には地方分権改革推進法が成立し、平成21年12月には、地方分権改革推進計画が策定されているが、政府においては、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立を目指しており、地方自治体はこれまで以上に自主的・主体的な行政運営に取り組んでいくことが求められている。

一方、市町村においては、市町村合併が進展し、県内市町村の数は平成22年1月には、旧合併特例法施行前の59市町村から34市町村になっている。人口10万人以上の合併市や中核市が誕生し、県から市町村への権限移譲が進められている一方、人口1万人未満の小規模市町村も9市町村存在する状況にある。

こうした中において、平成21年6月の第29次地方制度調査会の答申では、平成の大合併は平成22年3月末で一区切りとし、今後は自主的な合併や事務の共同処理を含めた多様な選択肢の中から市町村が最も適した仕組みを選択すべきとされている。

(2) 趣旨

これまで、地方分権の進展、多様化・高度化する行政課題、厳しい財政状況等市町村を取り巻く課題に対応する手段として市町村合併が進められ、県は市町村支援の柱として合併支援を行ってきたところである。

合併が一区切りしようとしている今、上記の背景を踏まえた新たな市町村支援策の構築が求められており、当ワーキング・グループで、その検討を試みようとするものである。

2 現状と課題

前述の背景を踏まえ、当ワーキング・グループで現状と課題の洗い出しを行った。主なものは次のとおりである。

現 状	課 題
県と市町村の関係は対等・協力的に	<p>考えは浸透してきているが、県職員・市町村職員の意識に旧来の上下関係が残り、お互いの仕事のやり方も旧来型の関係を残したうえで継続しているものが見受けられる。</p> <p>対等・協力の名の下に県と市町村の関係が希薄となり、必要な意思疎通が十分に行われていない部分がある。</p> <p>対等・協力の関係であれば、連携協力して住民サービスを向上させていくという仕組みづくりが一層重要となるが、その取組が弱い。</p> <p>対等・協力の関係といっても、市町村の自立は未だ過渡期であり、当面は市町村の自立を高める方向での県の支援は必要である。</p>

合併の進展	<p>合併により一定の規模を確保した市町村とそうでない市町村の格差が生じている。</p> <p>合併により規模が拡大した市町村では、住民の声が届きにくくなった、周辺部が取り残されつつあるなどの問題が新たに生じている。</p>
市町村の自立性の高まり	<p>合併による行財政基盤の強化、権限移譲の進展、行財政改革の取組など市町村の自立性が高まってきてはいるが、国の制度設計による部分が大きく、不十分な状況である。また、県の市町村支援も自立性を高めるという観点に必ずしも立っていない。</p> <p>より自立性を高めるためには、権限移譲や市町村職員の能力向上への支援が一層必要である。</p>
権限移譲の進展	<p>市町村の意向に応じて権限移譲していることにより、市町村別に見ると事務にばらつきが生じつつある。</p> <p>住民の利便性や市町村の権限の拡大という観点から、本当に市町村が担うべき事務が移譲されていない。</p>
第29次地方制度調査会の答申 市町村は合併、共同処理、県の補完等多様な選択肢から選択	<p>県の支援は、市町村自らが多様な選択肢の中から選択した仕組みに応じて行う必要がある。</p> <p>選択に当たっては、県からの移譲事務と合わせて検討する必要がある。</p>
県と市町村の厳しい行財政環境	<p>地方交付税の減少、地方債残高の増加、基金の減少、職員の削減などの厳しい行財政環境は市町村や県も同様である。</p> <p>県からの大幅な財政支援は期待できない。</p>

3 これからの県による市町村支援のあり方

県と市町村は、対等なパートナーかつ互いに自立した地方公共団体として、連携協力して住民サービスの向上や地域課題の解決に取り組むことが理想ではあるが、市町村の現状は、多様化・高度化する行政課題への対応や脆弱な行財政基盤などから、今後も当面は県の支援が必要と考えられる。

ただし、県の支援は、将来的に市町村の自立につながるような観点から、支援の内容を見直していく必要がある。

また、県も市町村も厳しい行財政環境にあることから、県による直接的な財政支援や人的支援以上に県の広域性を生かした市町村間の連絡調整や県の専門性を活用した相談助言が今後重要な県の役割となってくると考えられる。

これらを踏まえ、これからの県による市町村支援のあり方としては、市町村の自立性を高める支援を行いつつ、県と市町村が連携協力体制を構築し、一緒になって課題の解決を図りながら、県の広域性・専門性を生かしたサポート機能を発揮（市町村間連携の連絡調整役としての機能・市町村のシンクタンクとしての機能）することが、より求められていくものと考えられる。

以下、この3つ観点から具体的な内容を検討していきたい。

4 県による市町村支援策

(1) 市町村の自立性を高めるための支援

ア 住民本位の行政サービスの向上・市町村裁量の拡大に繋がる権限移譲の推進

県は、住民本位の行政サービスの一層の向上を目指し、平成20年3月に平成20年度から平成22年度を実行期間とする「岩手県権限移譲等推進計画」を策定しており、平成21年度までに1,439項目・延べ11,215事務を県から市町村に移譲している。

しかし、一方で、権限の移譲を受けるかどうかは市町村の意向が強く反映されるため、当該市町村の意欲や受入体制等から、権限移譲を受けている事務にバラつきが生じ、住んでいる市町村によって、サービスが異なるなど、現状の権限移譲の仕方が本来の目的である「住民本位の行政サービス」の提供となっているか、疑問があるところである。

しかしながら、権限移譲は市町村の裁量を増やし、市町村の自立性を高めるために必要不可欠なものであることから、今後も積極的に進めていくべきである。

今後、権限移譲を進めるに当たっては、現行の「岩手県権限移譲等推進計画」の趣旨を生かしつつも市町村の担うべき事務の在り方を改めて議論し、そこに至るための市町村の実情の差異に応じた支援策を講じるべきである。

(ア) 県と市町村の役割分担の再構築

「市町村優先の原則」に基づき、住民本位の行政サービスの向上の観点から県と市町村が協議の上、その役割分担を再構築することが必要である。協議の中では、県内どの市町村も一律に担うべき事務の範囲及び県が担うべき事務の範囲をしっかりと議論し、そのガイドラインを作成する必要がある。その上で、市町村の担うべき事務で不足している事務を県から移譲を進めるとともに、県が担うべきと再整理された場合には、既に市町村へ権限を移譲している事務であっても県に返上することもあり得るものとする。

(イ) 市町村の規模・実情に応じた支援

権限移譲に当たっては、市町村の規模や実情に応じた実施方式、スケジュール、支援が求められる。市町村が担うべきとされた事務については、単一市町村で実施するもの 市町村間の広域連携で実施するもの 当面県で実施するもの のいずれかで行う選択性を導入し、県と市町村又は市町村同士が協議の上、どの方式で行うかを決め、計画的に権限移譲がなされるよう市町村ごとの工程表を作成し進めることが必要である（ はどうしても移譲が困難な場合の例外的な措置 ）。

県と市町村は、お互いに工程表に基づき、権限移譲に向けた準備を進めていくこととなるが、県は市町村の実情に応じ、特に小規模自治体に対し、事前研修会や職員派遣等きめ細かく支援していくことが必要である。

また、 の市町村間の広域連携実施方式については、県が市町村の間に立ってコーディネートする等の支援が求められる。

(ウ) 一層の権限移譲の推進に向けた支援

平成21年8月に県南広域振興局管内の9市町に実施した権限移譲済事務に関する要望調査では、権限移譲に伴う県職員派遣期間満了後も引き続き県へ支援や研修を求める要望が大変多く見受けられた。今後、一層の権限移譲の推進を図るためには、市町村の権限移譲に取り組む意欲を高めるための方策が必要である。

県は移譲事務の内容によっては研修や相互人事交流により移譲事務が市町村に根付くよう支援するとともに、権限移譲への取組に応じて市町村総合交付金(後述)を手厚く配分することも必要である。

イ 市町村職員の専門能力を高める人的支援

地方分権下における基礎自治体は、「当面する地域の政策課題等の状況、自らの組織の特性や問題点を把握したうえで、組織としてどのような職員を求め、そしてどのように育成していくか。」を人材育成の基本指針とし、機関委任事務時代からの旧態依然の意識を改め、その職務において常に自己責任・自己決定を意識する分権対応型職員を育成(養成)していく必要がある。そこで、市町村の自立性を高める人材養成・人的支援という観点で、次の(ア)・(イ)の2つの項目を柱に検討していきたい。

(ア) 市町村職員研修への支援

市町村職員研修の現状について、全国における市区町村職員の研修の実施体制、実施状況等を調査し、今後の市区町村職員の研修の在り方についての検討材料をまとめた「市区町村職員研修の実態に関する調査(H21.3総務省自治大)」を参考に確認してみたい。

表1では、職員研修を「階層別研修(対象となる階層・職層の職員が原則として全員受講することを義務付けた研修)」と「特別研修等(専門的な知識・技能の習得や能力の開発・向上を目的として実施する研修等)」の2つの類型に区分して調査結果が示されている。

階層別研修について見ると、自治体の規模により当該研修を担っている機関・団体に違いが見受けられ、規模の大きい自治体は「自団体」で当該研修を賄っているのに対し、その自治体の規模が小さくなるほど「市区町村関係団体」、「市区町村等の共同研修機関」がその役割を担っている。

また、特別研修等についても、規模の大きい自治体では割合は減っているものの「自団体」が主流であり、規模が小さい自治体では「市区町村等の共同研修機関」や「中央研修機関」が中心的な役割を担っている傾向が強くなっている。

表1 職員研修の実施主体の状況（複数回答あり）

（単位：団体数、％）

内 容	指定都市	中核市	特例市	一般市	特別区	町	村	合計
回答団体数	17 (100.0)	39 (100.0)	43 (100.0)	568 (100.0)	20 (100.0)	643 (100.0)	130 (100.0)	1,460 (100.0)
階層別研修								
市区町村(自団体)	17 (100.0)	39 (100.0)	41 (95.3)	334 (58.8)	20 (100.0)	144 (22.4)	20 (15.4)	615 (42.1)
都道府県	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.0)	86 (15.1)	0 (0.0)	126 (19.6)	28 (21.5)	243 (16.6)
市区町村等の共同研修機関	0 (0.0)	7 (17.9)	4 (9.3)	325 (57.2)	13 (65.0)	318 (49.5)	51 (39.2)	718 (49.2)
市区町村関係団体(市長会・町村会・市町村振興協会)	0 (0.0)	2 (5.1)	1 (2.3)	142 (25.0)	0 (0.0)	332 (51.6)	67 (51.5)	544 (37.3)
その他	0 (0.0)	1 (2.6)	1 (2.3)	37 (6.5)	0 (0.0)	33 (5.1)	6 (4.6)	78 (5.3)
特別研修等								
市区町村(自団体)	16 (94.1)	36 (92.3)	34 (79.1)	265 (46.7)	16 (80.0)	101 (15.7)	15 (11.5)	483 (33.1)
都道府県	0 (0.0)	3 (7.7)	12 (27.9)	119 (21.0)	4 (20.0)	145 (22.6)	33 (25.4)	316 (21.6)
市区町村等の共同研修機関	1 (5.9)	11 (28.2)	9 (20.9)	294 (51.8)	20 (100.0)	279 (43.4)	49 (37.7)	663 (45.4)
市区町村関係団体(市長会・町村会・市町村振興協会)	1 (5.9)	13 (33.3)	13 (30.2)	198 (34.9)	0 (0.0)	315 (49.0)	65 (50.0)	605 (41.4)
中央研修機関(自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー)	2 (11.8)	24 (61.5)	27 (62.8)	361 (63.6)	0 (0.0)	269 (41.8)	32 (24.6)	715 (49.0)
その他	1 (5.9)	6 (15.4)	7 (16.3)	97 (17.1)	0 (0.0)	43 (6.7)	7 (5.4)	161 (11.0)

表2では、市区町村職員の研修における都道府県が担うべき役割について示されており、「その役割を縮小させるべきである」や「関与する必要はない」とした自治体は少数で、「現行と同程度の役割を担う必要がある」や「より積極的な役割を担う必要がある」とした自治体が大多数であることがわかる。

表2 市区町村職員の研修に関して都道府県が担うべき役割

（単位：団体数、％）

内 容	指定都市	中核市	特例市	一般市	特別区	町	村	合計
回答団体数	17 (100.0)	39 (100.0)	43 (100.0)	568 (100.0)	20 (100.0)	643 (100.0)	130 (100.0)	1,460 (100.0)
都道府県は、より積極的な役割を担う必要がある	0 (0.0)	7 (17.9)	8 (18.6)	139 (24.5)	0 (0.0)	172 (26.7)	27 (20.8)	353 (24.2)
都道府県は、現行と同程度の役割を担う必要がある	12 (70.6)	26 (66.7)	30 (69.8)	381 (67.1)	13 (65.0)	434 (67.5)	98 (75.4)	994 (68.1)
都道府県は、その役割を縮小させるべきである	0 (0.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	9 (1.6)	2 (10.0)	8 (1.2)	0 (0.0)	20 (1.4)
都道府県が関与する必要はない	5 (29.4)	5 (12.8)	5 (11.6)	31 (5.5)	5 (25.0)	22 (3.4)	4 (3.1)	77 (5.3)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (6.5)	0 (0.0)	7 (1.1)	1 (0.8)	16 (1.1)

また、表3は市区町村が充実を望む都道府県からの支援内容が示されており、「その他」としては、「都道府県職員との合同研修の実施・拡充」、「都道府県が実施する研修への市区町村職員の受入れ」、「派遣研修等に対する財政的支援」などの回答がなされている。

表3 市区町村が充実を望む都道府県からの支援（複数回答あり）（単位：団体数、％）

内 容	指定都市	中核市	特例市	一般市	特別区	町	村	合計
「都道府県は、より積極的な役割を担う必要がある」とした回答団体数	0 (0.0)	7 (100.0)	8 (100.0)	139 (100.0)	0 (0.0)	172 (100.0)	27 (100.0)	353 (100.0)
都道府県による市区町村職員向け研修の実施	0 (0.0)	6 (85.7)	7 (87.5)	100 (71.9)	0 (0.0)	123 (71.5)	23 (85.2)	259 (73.4)
運営スタッフ(職員)の派遣	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (14.4)	0 (0.0)	22 (12.8)	7 (25.9)	49 (13.9)
研修の企画・実施への支援	0 (0.0)	2 (28.6)	4 (50.0)	66 (47.5)	0 (0.0)	76 (44.2)	10 (37.0)	158 (44.8)
講師の派遣・あっせん	0 (0.0)	2 (28.6)	5 (62.5)	92 (66.2)	0 (0.0)	118 (68.6)	18 (66.7)	235 (66.6)
研修に関する情報の提供	0 (0.0)	6 (85.7)	7 (87.5)	77 (55.4)	0 (0.0)	89 (51.7)	10 (37.0)	189 (53.5)
研修の重要性についての普及啓発	0 (0.0)	1 (14.3)	2 (25.0)	20 (14.1)	0 (0.0)	20 (11.6)	4 (14.8)	47 (13.3)
その他	0 (0.0)	2 (28.6)	2 (25.0)	9 (6.5)	0 (0.0)	10 (5.8)	0 (0.0)	24 (6.8)

本県市町村の現状としては、市町村の規模等の観点からスケールメリットを生かすため、全市町村で研修協議会を組織し、研修計画を策定し、テーマによっては、その依頼に基づき県職員が講師を務めている状況にある。

市町村が総合行政主体の役割を果たすためには、市町村自らが地域ニーズに応じた政策・施策を企画立案実施できる組織づくりが必要であり、そのためには地域ニーズに即した職員を「自団体」若しくは市町村が共同して育成できるようにすることが目標である。県にはそれまでの間、市町村への支援が求められる。

以上の視点から、次のような市町村職員研修における県の支援が今後も必要と考える。

- 県職員研修の市町村職員への門戸開放
- 研修講師となる市町村職員の養成
- 移譲事務等に関する研修の実施
- 市町村職員研修への講師のあっせん及び県職員講師の派遣

(1) 人的支援策の充実・強化

現行の人的支援策（制度）としては、

県と市町村との相互理解と連携を深め、職員の資質向上を図るための「県（本庁又は振興局）及び市町村職員の相互人事交流を行う制度」

市町村職員の資質向上を図るための「市町村職員を県の研修生として受け入れる制度」

権限移譲に伴い移譲事務が市町村において円滑に処理されるよう「特定業務に関する専門性を備えた県職員を市町村に派遣する制度」が存在する。

3制度とも有効な人的支援策と思われるが、これらの人的支援策のうち の県及び市町村職員の相互人事交流制度は、市町村にとっては専門的なノウハウを県から学べる一方、県も市町村現場を学び、県行政に生かすことができるという大きなメリットがある。

今後は、対等な関係で双方のメリットを勘案した相互交流に力点を置くべきと考える。

平成18年度に行われた一関市と県南広域振興局一関総合支局との大規模な人事交流という実践事例において、ほとんどの関係者が人事交流に意義があったと判断し、事業の継続化についても肯定的に捉えられていることや、矢巾町と県の税務職員の人事交流（2年間）により、矢巾町における徴税率が向上した事例からも、その有効性が示されているところである。

次に、市町村が人的支援策をより活用しやすくするための方策も必要である。

の県の研修生としての市町村職員の受入制度については、人件費は要請元である市町村の負担を基本としているが、実務研修方式により、多くの県業務を行っていることから、県もその経費の一部を負担し、市町村から研修生を送り出しやすい環境を整えることも検討すべきと考える。

また、規定上、派遣及び研修生受入期間は、1年又は2年と年単位になっているが、現行の年単位の派遣等は、経費やマンパワーの面から県・市町村双方に負担となることも事実であり、短期（3～6か月程度）の県職員派遣や市町村研修生受入制度の導入も必要と考える。

県職員の短期（3～6か月）派遣の場合、派遣を受けた市町村において、一定程度の人件費を負担することとすれば、双方の負担軽減となる。派遣する県側にとっては、短期間のマンパワー不足で済み、そしてそのマンパワーの補完を臨時職員雇用等（一部負担金を充当）で賄うことが可能となる。

また、短期研修生受入の場合、研修生に対し県行政を短期集中的に経験してもらいながら、市町村のマンパワー不足の期間も軽減できるというメリットが考えられる。

県・市町村双方の負担を軽減していくという視点もこれからの県と市町村の連携協力関係を保持していくための必要な要素と考える。

なお、 の県職員の市町村派遣制度については、昨年の特任職員ワーキンググループにおいて、ポイント式一括移譲制度から、業務量を基礎とする派遣制度への転換、移譲事務の定着・人材育成の観点からの派遣職員の期間延長や派遣終了後の人事交流の実施、市町村における派遣目的の明確化、専門職員の広域連合等派遣の検討といった見直しの方向性が既に示されており、当ワーキンググループでも踏襲させていただくこととした。

ウ 市町村総合交付金の創設

地方分権時代に対応し、市町村が自らの責任と判断で行うまちづくりを財政面から支援するため、自由度の高い市町村総合交付金を創設を提案したい。

財政力の弱い市町村や市町村事務のガイドラインを確保するよう権限移譲に取り組む市町村に配慮した配分とするとともに、交付対象は市町村の創意工夫による自主的な事業(同一事業への交付は3～5年以内)とし、事務手続きも簡素化する。

ただし、県の財政事情も考慮すれば、財源は既存の県補助金の統合等により生み出すことや交付対象事業をメニュー化し、その内容に沿うことといった程度の縛りを付けること、などの対応はあり得ると考える。

現行の市町村総合補助金と類似しているが、政策誘導色を弱め、市町村の裁量の発揮を強化するような内容とすべきと考える。

また、統合化できない県補助金についても、国庫補助金の一括交付金化の動向も踏まえ、そのあり方について今後検討されていく必要がある。

エ 住民との協働によるコミュニティ活性化への支援

財政悪化などで市町村の行財政資源が制約される中、市町村合併後の周辺部の過疎化の緩和、高齢化や少子化対策といった行政需要に対応するためには、これまで市町村が提供してきた公共サービスを住民組織等、多様な主体と協働して行うことにより、財源やマンパワーを有効活用でき、市町村の自立や住民自治の強化にも繋がる。

合併による周辺対策、住民自治の強化、住民との協働の視点などから、住民自らが身近なことは自分たちで、あるいは行政と協働して解決していく市民参加型の「地域内分権」の取組を市町村が行い、県が支援していくことが求められる。

自治会、町内会のほか、NPO、老人クラブ、消防団、ボランティア団体等既存の地域の人材力を活用、支援していくことにより、地域の活性化と地域の身近な課題の解決を図ろうとするものである。

県の支援策としては、先駆的に取り組む県内市町村の活動事例の紹介による住民理解の醸成や未実施市町村へのPR、モデル事業の立ち上げ、市町村総合交付金による支援などが考えられる。

将来的に、地域の活動が活発化する一方、市町村の歳出が削減され、市町村が独自事業として県の支援を受けずに継続実施していけるような仕組みづくりを行うことが必要である。

オ 県の各種制度改善のシステム化

県の各部局が所管する各種施策・制度について、内容、手続き、市町村負担等について、市町村の視点で見直しが必要なものがある場合には、実態を把握しつつ改善していく仕組みが必要である。

県の担当課を定め、そこが市町村からの改善要望を受け付け、内容を県の担当部局に検討させ、必要な改善を行うことをシステム化し、市町村の自主性・主体性を高める観点から各種施策・制度の見直しをしていくべきである。

(2) 県と市町村の連携協力体制の構築

市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、今後、益々その役割が多様化・高度化していき、県は広域自治体として市町村の区域を越えた広域的課題やより高度で専門的な課題に対応していくこととなる。

県と市町村はこのような役割分担の下、パートナーシップを一層強化するとともに、連携協力体制を構築し、一体となって地域の課題解決に努めていく必要がある。

ア 県職員及び市町村職員の意識改革

平成12年の地方分権一括法の施行により県と市町村の関係が「上下・主従」から「対等・協力」に改められてから既に10年近くが経過しようとしている。しかし、県職員・市町村職員の意識には、旧来の上下関係が残り、お互いの仕事のやり方も旧来型の関係を残したうえで継続しているものが見受けられる。

県職員と市町村職員双方がお互いが対等なパートナーであるという共通認識を持つことが出発点であり、そのための意識改革の徹底を図ることが改めて必要である。

イ 県に部局横断的課題に係る相談窓口の設置

県本庁の市町村支援は、地域振興部の各課が市町村の行財政運営助言、地域づくり支援を行うほか、縦割りで各部局各課が行っており、部局横断的な課題が生じた場合、その相談を受け付ける体制になっていない。これは広域（地方）振興局においてもほぼ同様である。

このことから、県本庁及び広域（地方）振興局に市町村の部局横断的な相談を受け付ける窓口（担当課）を設置し、横断的に関係課を集めて助言する体制が必要である。

第一の窓口としては広域（地方）振興局において相談を受け付け、内容によって本庁に繋ぐ仕組みが考えられる。

ウ 県と市町村との意見交換・情報共有の充実

県と市町村のパートナーシップを確立し、連携協力していくためには、両者の相互理解と問題意識の共有が重要であり、常日頃から県と市町村の間のコミュニケーションを密にする必要がある。

意見交換・情報共有を図る具体的な手法としては、知事と市町村長との懇談会、実務レベルでの県と市町村による合同政策会議等を広域（地方）振興局単位等で毎年度実施することなどが考えられる。

なお、日常業務の中で担当者間の意思疎通を図るよう努めることは、最も重要である。

エ 県と市町村による事業の協働実施

県と市町村の双方が実施している事業については、それぞれが行うよりも連携協力して行う方が効果的かつ効率的である。

これらの事業については、県と市町村が対等の立場で企画立案から実施までを協働で行うこととする。

事業の協働実施で効果が期待される事業としては、観光物産振興、企業誘致、農林水産業振興、地方税の滞納整理、地域づくり関係などが考えられる。

県と市町村は役割分担の再構築を図る中で、それぞれが担う分野を区分するだけでなく、協働して行うべき分野も明らかにしていく必要がある。

(3) 広域性・専門性を活かした県のサポート機能の強化

報告書の冒頭でも述べたように県も厳しい行財政環境にあることから、今後の県の市町村支援の在り方としては、直接的な財政支援や人的支援以上に、県の特性である広域性を活かした市町村間の連絡調整や専門性を活かした相談助言が重要な役割となってくると考えられる。

市町村の自立性を高め、対等なパートナー関係を結ぶとともに、市町村が困難な課題に直面した場合には、その相談を受け、助言できる体制を整えておくことが求められる。

県の特性である広域性、専門性を活かした市町村の支援（サポート）は、県の本来業務であり、今後一層その機能強化を図っていくことが必要である。

ア 広域性を活かした市町村間連携のコーディネート機能の強化

今後、市町村では、将来の自治体経営を見据えて、共通する課題に連携して取り組むことや事務の共同処理等の検討をしていくことが考えられる。

この際、県は積極的に市町村間連携の連絡調整（コーディネート）の役割を果たしていくことが求められる。

地方分権の下では、共通する課題については、市町村同士が連携して課題の解決を図っていくことを基本とすべきべきであり、県はその取組を後押しする。市町村の新たな連携のコーディネート役を県が務めていくことは、自立した市町村を支援する広域自治体としての県の役割である。

また、市町村が主体的に地域の実情に応じた行政運営を選択・実施できるよう、事務の共同処理、一部事務組合の拡充等の水平補完の他、県による垂直補完の必要性等、当該地域において、どのような方法による事務処理が最も適切か、県と市町村が連携協力して検討していくことが必要である。

イ 専門性を活かした市町村のシンクタンクとしての機能の強化

県の専門性を活かした支援は、市町村を補完する機能として、その強化が求められている。

(7) 市町村総合助言制度の導入

市町村を取り巻く環境が大きく変化していく中で、市町村が抱える行財政上の様々な課題に対し、県が市町村の立場に立って、実践的な助言を行うことが今後一層求められる。

そこで、市町村の依頼に基づき、その課題に対応した担当課が内部検討、ヒアリング、実地調査等の手法を用いて分析、助言を行いながら市町村と協力して課題の解決を図る

総合助言制度の導入を提案したい。

市町村からの助言要望が多い課題について、県が支援メニューを設定し支援体制を整えるとともに、部局横断的な課題に対しては、支援チームを横断的に組織する。

また、頻度の少ない大規模プロジェクトや専門性の高い計画の策定等に際しては、助言のほか、一時的な職員派遣などの支援も考えられる。

(1) 政策情報・質疑応答データベースの構築・共有

県はホームページ上で公開している各種統計データ等の情報以外にも、多くの情報を保有している。例えば市町村に照会した調査の集計結果、各種の資料、国から得た資料等である。これらを市町村と共有すれば、市町村も政策立案等に活用できる。

一方、市町村の持つデータや独自施策などの情報を県や他市町村と共有すれば、県にとっても有効な資料となるし、市町村間でのベンチマークにも役立つ。

そこで、これら政策情報を県と市町村で共有する仕組みの構築を提案したい。

一般に公表すべきでないデータも有り得ることから、県と市町村の専用のホームページを立ち上げるなどにより、県と市町村、市町村と市町村の間のみでの運用とする。

また、県が市町村の照会に対し回答した内容をデータベース化し、この専用ホームページで共有すれば、類似の疑問を抱いている市町村は容易に回答を得ることができ、また、県にとっても回答に係る労力の省力化が図られる。

5 おわりに

「地方分権時代の県の市町村支援策について」という大きなテーマをいただき、ワーキンググループとしてまとめきれぬか不安な中での作業となった。

支援の方向性として、地方分権型社会において地方行政の中心的な担い手となる市町村の自立性を高めていくこと、県と市町村の新たなパートナーシップを構築すること、広域自治体としての県のサポート機能を強化すること、の3つに集約し、その内容を順次検討していった。

検討期間が限られていることもあり、具体的な内容を詰めきれぬ点も多々あったが、今後は、改めて県と市町村が同じテーブルにつき、お互いの役割や連携について話し合っていくことが重要であり、その中で県による新たな市町村支援策が具体化していくことを期待したい。

【検討経過】

平成21年7月30日（木）	第1回検討	WGの進め方、テーマの確認
平成21年8月24日（月）	第2回検討	テーマについて意見交換
平成21年9月24日（木）	第3回検討	市町村支援の在り方等について意見交換
平成21年10月26日（木）	第4回検討	報告書の骨子について意見交換
平成21年11月25日（水）	第5回検討	報告書たたき台について意見交換

【ワーキンググループ名簿】

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県地域振興部市町村課	主任主査	滝山秀樹	リーダー
岩手県総合政策部政策調査監	主査	中村葉子	
岩手県農林水産部農業振興課	主事	白沢健了	
矢巾町上下水道課	主任主事	吉岡律司	
奥州市総務部総務課	主任	菊池泰幸	
岩手県地域振興部地域企画室	主査	日向秀樹	事務局
岩手県地域振興部地域企画室	主事	及川慎司	事務局